

# 労働者協同組合法施行令案について (会社法読み替え等)

厚生労働省雇用環境・均等局

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

## 1 役員職務及び権限（労働者協同組合法第38条第3項関係）

### (1) 理事

（理事の報告義務）

第357条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

2・3 （準用せず）

（組合員による理事の行為の差止め）

第360条 6箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き持分を有する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2・3 （準用せず）

（理事の報酬等）

第361条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、総会の決議によって定める。

一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法  
三～五 （準用せず）

六 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2・3 （準用せず）

4 第一項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を総会に提出した理事は、当該総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

5～7 （準用せず）

### (2) 監事

（監事の選任に関する監事の同意等）

第343条 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事（監事が2人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

3・4 （準用せず）

（監事等の選任等についての意見の陳述）

第345条 監事は、総会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

- 2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 3 理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨及び第298条第1項第1号に掲げる事項を通知しなければならない。（※1）
- 4・5 （準用せず）

※1 第298条第1項第1号  
一 株主総会の日時及び場所

## （監事の権限）

### 第381条 （準用せず）

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監査会設置組合以外の組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、監査会設置組合以外の組合の子会社（労働者協同組合法第32条第5項第2号に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。（※2）
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

※2 第32条第5項第2号

二 その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（組合が総株主（総社員を含む。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。第六十三条第一項第四号ロにおいて同じ。）の過半数を有する会社をいう。同号において同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったこと。

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

### （理事会への報告義務）

第382条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

### （理事会への出席義務等）

第383条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。（ただし書、準用せず）

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第366条第1項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。（※3）

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

4 （準用せず）

※3 第366条第1項

取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。

### （総会に対する報告義務）

第384条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

（監事による理事の行為の差止め）

第385条 監事は、理事が監査会設置組合以外の組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査会設置組合以外の組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（組合と理事との間の訴えにおける組合の代表等）

第386条 労働者協同組合法第42条第2項の規定にかかわらず、第1号に掲げる場合には、同号の訴えについては、監事が監査会設置組合以外の組合を代表する。）

一 監査会設置組合以外の組合が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監査会設置組合以外の組合に対して訴えを提起する場合

二～三 （準用せず）（※4）

※4 第42条第2項

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 労働者協同組合法第42条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監事が組合を代表する。

一 組合が第847条第1項の規定による請求（理事の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（※5）

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

※5 4 監査会設置組合以外の組合の役員を追求する訴え（P11）参照。

- 二 組合が第849条第4項の訴訟告知（理事の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第850条第2項の規定による通知及び催告（理事の責任を追求する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受けする場合（※6）
- 三・四 （準用せず）

※6 4 監査会設置組合以外の組合の役員を追求する訴え（P11）参照。

## （監事の報酬等）

第387条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、総会の決議によって定める。

2 監事が2人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

## （費用等の請求）

第388条 監事はその職務の執行について組合に対して次に掲げる請求をしたときは、当該組合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

## 2 理事会の招集（労働者協同組合法第40条第6項関係）

（招集権者）

第366条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この章において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（招集手続）

第368条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。



## 3 役員組合に対する損害賠償責任（労働者協同組合法第45条第9項関係）

（理事会の決議による免除に関する定款の定め）

第426条 労働者協同組合法第45条第4項の規定にかかわらず、組合は、同法第45条第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同条第5項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる。（※6）

2 労働者協同組合法第45条第7項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を総会に提出する場合及び当該責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。（※6）

3 第1項の規定による定款の定めに基づいて役員を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、労働者協同組合法第45条第6項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができない。（※6）

4～6 （準用せず）

7 総組合員（第3項の責任を負う役員であるものを除く。）の議決権の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する組合員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、組合は、第1項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

8 労働者協同組合法第45条第8項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。（※6）

※6 労働者協同組合法第45条

（役員組合に対する損害賠償責任）

第45条 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 （略）

4 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該責任を負う役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によって免除することができる。

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事 四

三 監事 二

6 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第五項の決議があった場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

9 （略）

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

### （責任限定契約）

第427条 労働者協同組合法第45条第4項の規定にかかわらず、組合は、監事の同法第45条第1項の責任について、当該監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ組合が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を監事と締結することができる旨を定款で定めることができる。（※6）

2 前項の契約を締結した監事が当該組合の理事に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3 （該当せず）

4 第1項の契約を締結した組合が、当該契約の相手方である監事が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集される総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。（※6）

一 労働者協同組合法第45条第6項第1号及び第2号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 労働者協同組合法第45条第1項の損害のうち、当該監事が賠償する責任を負わないとされた額

5 労働者協同組合法第45条第8項の規定は、監事が第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。（※6）

## 4 監査会設置組合以外の組合の役員の責任を追及する訴え（労働者協同組合法第50条関係）

（組合員による責任追及の訴え）

第847条 6箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き持分を有する組合員は、監査会設置組合以外の組合に対し、書面その他の厚生労働省令で定める方法により、理事又は監事の責任を追及する訴え（以下この節において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該組合員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該監査会設置組合以外の組合に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 （準用せず）

3 監査会設置組合以外の組合が第1項の規定による請求の日か60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした組合員は、監査会設置組合以外の組合のために、責任追及の訴えを提起することができる。

4 監査会設置組合以外の組合は、第一項の規定による請求の日から60日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした組合員から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の厚生労働省令で定める方法により通知しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により監査会設置組合以外の組合に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の組合員は、監査会設置組合以外の組合のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

（責任追及の訴えに係る訴訟費用等）

- 第847条の4 第847条第3項若しくは第5項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。
- 2 組合員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該組合員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
  - 3 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（訴えの管轄）

- 第848条 責任追及の訴えは、監査会設置組合以外の組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（訴訟参加）

- 第849条 組合員又は監査会設置組合以外の組合は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。
- ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
- 2 （準用せず）
  - 3 監査会設置組合以外の組合が、当該監査会設置組合以外の組合の理事及び理事であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、第1号に掲げる組合の区分に応じ、同号に定める者の同意を得なければならない。
    - 一 監査会設置組合以外の組合 監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各<sub>2</sub>監事）

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

## 二・三 （準用せず）

- 4 組合員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該監査会設置組合以外の組合に対し、訴訟告知をしなければならない。
- 5 監査会設置組合以外の組合は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
- 6～11 （準用せず）

## （和解）

第849条の2 監査会設置組合以外の組合が、当該監査会設置組合以外の組合の理事及び理事であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、第1号に掲げる組合の区分に応じ、同号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査会設置組合以外の組合 監事（監事が2人以上ある場合にあっては、各監事）

## 二～三 （準用せず）

第850条 民事訴訟法第267条の規定は、監査会設置組合以外の組合が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該監査会設置組合以外の組合の承認がある場合は、この限りでない。（※7）

※7 民事訴訟法第267条（和解調書等の効力）

和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、監査会設置組合以外の組合に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは2週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。
- 3 監査会設置組合以外の組合が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で組合員が和解をすることを承認したものとみなす。
- 4 労働者協同組合法第45条第4項の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。（※6）

### （費用等の請求）

第852条 責任追及の訴えを提起した組合員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該監査会設置組合以外の組合に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

- 2 責任追及の訴えを提起した組合員が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該組合員は、当該監査会設置組合以外の組合に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。
- 3 前2項の規定は、第849条第1項の規定により同項の訴訟に参加した組合員について準用する。

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

### （再審の訴え）

第853条 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である監査会設置組合以外の組合の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、第1号に掲げる者は、同号に定める訴えに係る確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

一 組合員又は監査会設置組合以外の組合 責任追及の訴え

二・三 （準用せず）

2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。



## 5 監査会の職務及び権限（労働者協同組合法第54条第4項関係）

（監査会の権限）

第381条（準用せず）

- 2 監査会は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監査会設置組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監査会は、その職務を行うため必要があるときは、監査会設置組合の子会社（労働者協同組合法第32条第5項第2号に規定する子会社をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。（※2）
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

（理事会への報告義務）

第382条 監査会は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）

第383条（準用せず）

- 2 監査会は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事（第366条第1項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。（※3）

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査会は、理事会を招集することができる。

4 （準用せず）

（総会に対する報告義務）

第384条 監査会は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（監査会による理事の行為の差止め）

第385条 監査会は、理事が監査会設置組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査会設置組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

## 6 監査会設置組合の役員の責任を追及する訴え（労働者協同組合法第57条第1項関係）

（組合員による責任追及の訴え）

第847条 6箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き持分を有する組合員は、監査会設置組合に対し、書面その他の厚生労働省令で定める方法により、理事の責任を追及する訴え（以下この節において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該組合員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該監査会設置組合に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 （準用せず）

3 監査会設置組合が第1項の規定による請求の日から60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした組合員は、監査会設置組合のために、責任追及の訴えを提起することができる。

4 監査会設置組合は、第1項の規定による請求の日から60日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした組合員から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の厚生労働省令で定める方法により通知しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により監査会設置組合に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第1項の組合員は、監査会設置組合のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

（責任追及の訴えに係る訴訟費用等）

- 第847条の4 第847条第3項若しくは第5項の責任追及の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。
- 2 組合員が責任追及の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該組合員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。
  - 3 被告が前項の申立てをするには、責任追及の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（訴えの管轄）

- 第848条 責任追及の訴えは、監査会設置組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（訴訟参加）

- 第849条 組合員又は監査会設置組合は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。
- 2 （準用せず）
  - 3 監査会設置組合が、当該監査会設置組合の理事及び理事であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、監査会の同意を得なければならない。
- 一～三 （準用せず）

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

- 4 組合員は、責任追及の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該監査会設置組合に対し、訴訟告知をしなければならない。
- 5 監査会設置組合は、責任追及の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は組合員に通知しなければならない。
- 6～11 （準用せず）

（和解）

第849条の2 監査会設置組合が、当該監査会設置組合の清算人及び清算人であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、第1号に掲げる組合の区分に応じ、同号に定める者の同意を得なければならない。

- 一 監査会設置組合 監事会
- 二・三 （準用せず）

第850条 民事訴訟法第267条の規定は、監査会設置組合が責任追及の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該監査会設置組合の承認がある場合は、この限りでない。（※7）

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、監査会設置組合に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは2週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。
- 3 監査会設置組合が前項の期間内に書面により異議を述べなかったときは、同項の規定による通知の内容で組合員が和解をすることを承認したものとみなす。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

- 4 労働者協同組合法第45条第4項の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。（※6）

## （費用等の請求）

第852条 責任追及の訴えを提起した組合員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該監査会設置組合に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

- 2 責任追及の訴えを提起した組合員が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該組合員は、当該監査会設置組合に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。
- 3 前2項の規定は、第849条第1項の規定により同項の訴訟に参加した組合員について準用する。

## （再審の訴え）

第853条 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である監査会設置組合の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、第1号に掲げる者は、同号に定める訴えに係る確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

- 一 組合員又は監査会設置組合 責任追及の訴え

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

二・三（準用せず）

2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

## 7 監査会設置組合と理事との間の訴え（労働者協同組合法第57条第2項関係）

（監査会設置組合と理事との間の訴えにおける監査会設置組合の代表）

第353条 労働者協同組合法第42条第2項の規定にかかわらず、監査会設置組合が理事（理事であった者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が監査会設置組合に対して訴えを提起する場合には、総会は、当該訴えについて監査会設置組合を代表する者を定めることができる。（※4）



## 8 組合の解散及び清算等（労働者協同組合法第94条第1項関係）

（清算の開始原因）

第475条 組合は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（労働者協同組合法第80条第1項第2号に掲げる事由によって解散した場合及び同項第3号に掲げる事由により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）（※8）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 （準用せず）

※8 労働者協同組合法第80条第1項（解散の事由）

組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の決議
- 二 組合の合併（合併により当該組合が消滅する場合に限る。）
- 三 組合についての破産手続開始の決定
- 四・五 （略）

（清算組合の能力）

第476条 前条の規定により清算をする組合（以下「清算組合」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

（清算人の就任）

第478条 （準用せず）

2 労働者協同組合法第93条の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。（※9）

3 （準用せず）

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

4 労働者協同組合法第93条の規定及び同法第94条第1項において準用する第478条第2項の規定にかかわらず、第475条第2号に掲げる場合に該当することとなった清算組合については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

5～8 （準用せず）

※9 労働者協同組合法第93条（清算人）

組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（清算人の解任）

第479条 清算人（前条第2項及び第4項の規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、総組合員の5分の1以上の同意を得た組合員の申立てにより、清算人を解任することができる。

一～二 （準用せず）

3・4 （準用せず）

（清算人の職務）

第481条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

（清算組合の代表）

第483条 （準用せず）

2～3 （準用せず）

4 労働者協同組合法第93条の規定により理事が清算人となる場合において、代表理事を定めていたときは、当該代表理事が代表清算人となる。

5 裁判所は、第478条第2項及び第4項の規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 （準用せず）

（清算組合についての破産手続の開始）

第484条 清算組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算組合が既に債権者に支払い、又は組合員に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第485条 裁判所は、第478条第2項及び第4項の規定により清算人を選任した場合には、清算組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

（清算人会の権限等）

第489条 （準用せず）

2～3 （準用せず）

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第483条第4項の規定により代表清算人となった者を解職することができる。

5 第483条第5項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができない。

6～8 （準用せず）

（財産目録等の作成等）

第492条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算組合の財産の現況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、第475条第1号及び第2号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算組合においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの）を総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 （準用せず）

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

### （債権者に対する公告等）

第499条 清算組合は、第475条第1号及び第2号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算組合の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、2箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならない。

### （債務の弁済の制限）

第500条 清算組合は、前条第1項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算組合は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算組合は、前条第1項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算組合の財産につき存する担保権によって担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができる。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が2人以上あるときは、その全員の同意によってしなければならない。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

## （条件付債権等に係る債務の弁済）

第501条 清算組合は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算組合は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第1項の鑑定人の選任の手続に関する費用は、清算組合の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

## （債務の弁済前における残余財産の分配の制限）

第502条 清算組合は、当該清算組合の債務を弁済した後でなければ、その財産を組合員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

## （清算からの除斥）

第503条 清算組合の債権者（知っている債権者を除く。）であって第499条第1項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2 前項の規定により清算から除斥された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

3 清算組合の残余財産を組合員の一部に分配した場合には、当該組合員の受けた分配と同一の割合の分配を当該組合員以外の組合員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第507条 清算組合は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算組合においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に関し不正の行為があつたときは、この限りでない。

（非訟事件の管轄）

第868条 この法律の規定による非訟事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2～6（準用せず）

（疎明）

第869条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

## 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

### （陳述の聴取）

第870条 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

- 一 清算人、一時清算人、若しくは代表清算人の職務を行うべき者の報酬の額の決定当該組合及び報酬を受ける者
- 二 清算人の解任についての裁判 当該清算人
- 三～十一（準用せず）

### 2 （準用せず）

### （理由の付記）

第871条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

- 一 第870条第1項第1号に掲げる裁判
- 二 第874条第1号及び第4号に掲げる裁判



# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

## （即時抗告）

第872条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一～三 （準用せず）

四 第870条第1項第1号及び第2号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同項第1号に掲げる裁判にあつては、同号に定める者）

五 （準用せず）

## （不服申立ての制限）

第874条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第501条第1項の鑑定人又は第508条第2項の帳簿資料の保存をする者の選任又は選定の裁判（※10）

二・三 （準用せず）

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判

※10 第501条第1項、第508条第2項  
（条件付債権等に係る債務の弁済）

第501条 清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

第508条 清算人（清算人会設置会社にあつては、第489条第7項各号に掲げる清算人）は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害関係人の申立てにより、前項の清算人に代わって帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

# 労働者協同組合法施行令案（会社法読み替え等）について

## （非訟事件手続法の規定の適用除外）

第875条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第40条及び第57条第2項第2号の規定は、適用しない。（※11）

※11 非訟事件手続法第40条、第57条第2項第2号  
（検察官の関与）

第40条 検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができる。

2 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとする。

非訟事件手続法第57条第2項第2号

（終局決定の方式及び裁判書）

第57条 終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、非訟事件の申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができる。

2 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由の要旨
- 三 当事者及び法定代理人
- 四 裁判所

## （最高裁判所規則）

第876条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

※ 監査会に関する規定（P16～P23）を除き、法により連合会にも準用される。